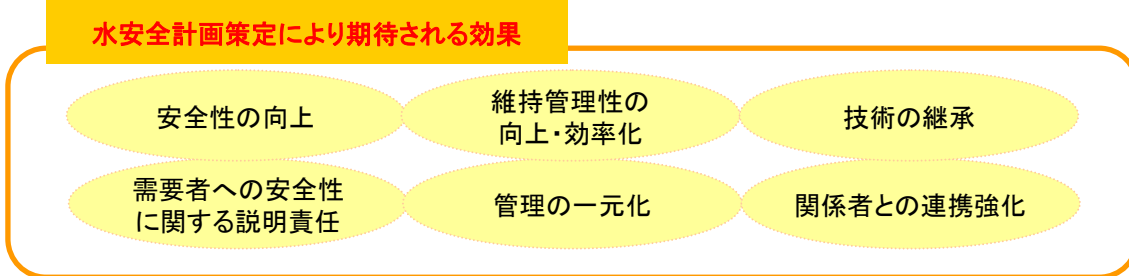


八潮市水安全計画(概要版)

1. 水安全計画策定の目的

八潮市水道事業は、さまざまな水道水へのリスクが存在する状況において、日々供給している水の安全性をより一層高めることを目的として、水安全計画策定ガイドライン（H20.5 厚生労働省健康局水道課）に基づき水安全計画を策定しました。水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すものであり、策定により以下のような効果が期待されます。



2. 八潮市水安全計画の対象

八潮市水安全計画は、八潮市水道事業が保有する地下水源から受水・浄水・配水・給水施設を対象としています。なお、県水受水は埼玉県営水道の庄和浄水場と新三郷浄水場から送水されています。

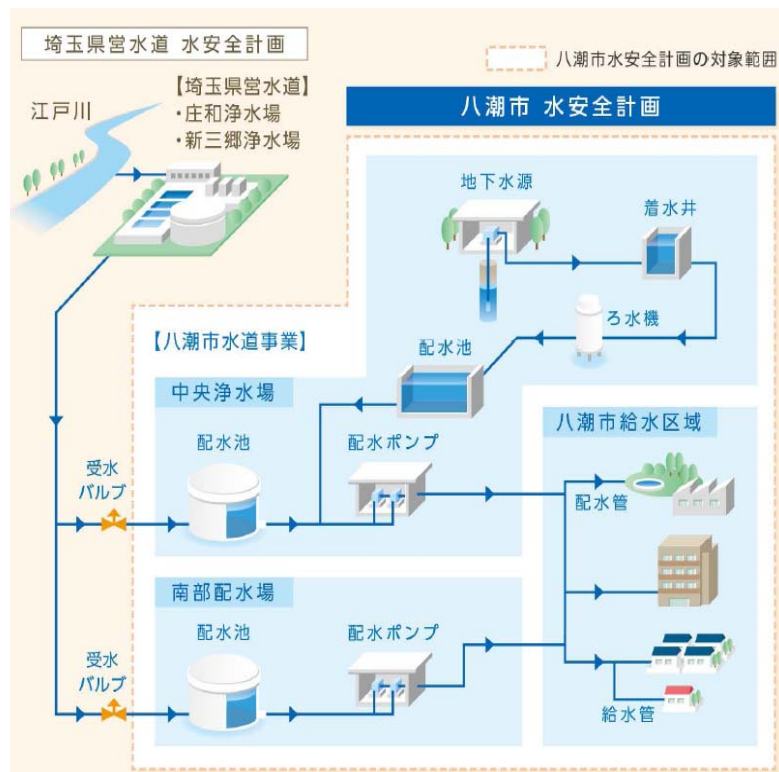


図-1 八潮市水安全計画の対象

3. 八潮市水安全計画の概要

(1) 水道システムの評価と管理措置の設定

八潮市では、危害事象に対しても適切な管理を実施し、安全な水の供給システムで運用しております。水道システムにおいては、特にリスクレベルが高いと判断された危害事象とその管理状況は以下のとおりです。

リスクレベルの高い危害事象	管理措置	
	有/無	具体的な管理内容
① 地下水の異常（マンガン及び鉄）	有	急速ろ過方式による浄水処理
② 県水受水の水質異常及び放射性物質等による水質汚染	有	受水地点での水質監視や県営水道からの情報提供
③ 浄水処理設備の設定ミスや故障等	有	浄水処理された水の水質監視
④ 給配水管の老朽化に伴う水質異常	有	給水末端における水質監視
⑤ 貯水槽水道における残留塩素不足	有	利用者からの情報提供及び管理者への指導

現況の適切な管理を継続的に実施するために、今回策定した「八潮市水安全計画」を確実に運用するとともに、定期的な見直し（レビュー）を行っていきます。

(2) 計画の運用

・対応方法の設定

管理基準を逸脱した場合や、緊急事態が起こった場合の対応^{*}を事前に定めることにより、さらなる安全性の向上を図ります。（※対応とは、施設・設備の確認点検や、運転操作、関係機関への連絡等です。）

・文書と記録の管理

八潮市水道システムで抽出・特定された危害に対し、継続的に監視した記録を管理することにより、その安全性に関する説明責任を果たします。

・実施状況の検証

水安全計画で定めた設計基準や管理基準について、各指針に基づきその妥当性を確認するとともに、水安全計画の実施状況をチェックシートにより検証します。

(3) レビュー

水安全計画のレビューを毎年度定期的実施します。また、水道施設の変更を行った場合や、水安全計画のとおり管理したにもかかわらず水道の機能に不具合を生じた場合等には、臨時のレビューと改善を実施します。

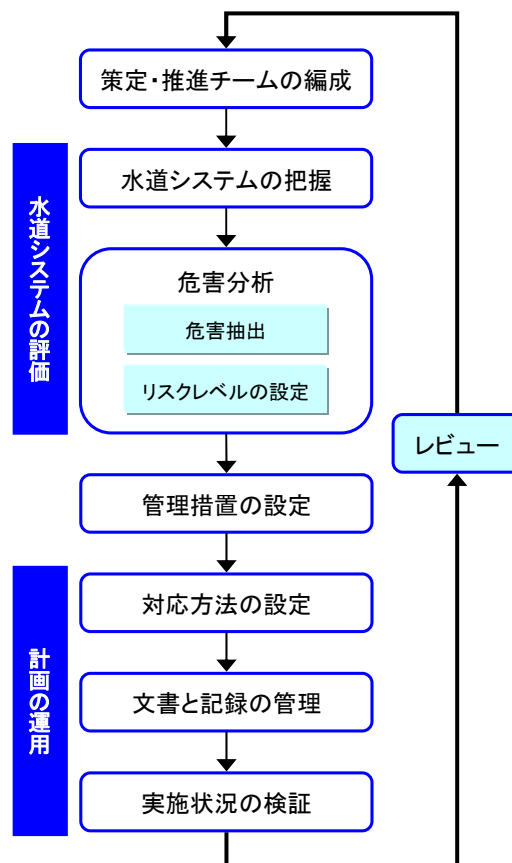


図-2 水安全計画の策定フロー

